

監 査 報 告 書

平成30年5月21日

公益社団法人労務管理教育センター

会 長 平 澤 力

監事 松下 政久



監事 島中 慶子



私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録について監査を行った。

この監査に当たって、私たち監事は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きを実施した。

監査の結果、預り金について、役職員に支払う報酬や給料を支払う際に預かる源泉所得税・社会保険料の本人負担分のほか、講習関係受講料も同様に預り金処理がされており、平成30年度以降、講習関係受講料については、前受金処理とすべきと指導した。

その他に関して、法人の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び定款第35条に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、計算書類の表示方法は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているものと認められた。

よって、私たち監事は、上記の計算書類が公益社団法人労務管理教育センターの収支及び正味財産増減の状況並びに同事業年度末日の財産の状態を適正に表示しているものと認める。

以上